

納税義務者等が亡くなられた場合の口座振替について

— 固定資産税・軽自動車税 —

今後も口座振替による納付を希望される場合は、以下のお手続きが必要です。

相続登記等により所有者の変更をされた後も口座振替による納付を希望される場合は、以下のとおり **2回** 金融機関でのお手続きが必要となります。

お手続き

①

すでに口座振替をご利用いただいております、亡くなられた方が振替口座の名義人となっているとき / 新たに口座振替を始めたいとき

⇒ 振替口座の変更の手続きまたは口座振替の新規申込みをしてください。
* 以下に口座振替依頼書の記入例あり

！ お手続き②をされないで口座振替が継続されません

お手続き

②

相続発生後、賦課期日（固定資産税：1月1日、軽自動車税：4月1日）までに相続登記、名義変更等により所有者が変更となったとき

⇒ 翌年度の納税義務者（納税通知書番号）が変更となるため、変更後の所有者を納税義務者として新たに口座振替の手続きをしてください。



所有者の変更が完了するまでは納付書で納付いただき、相続完了後にお手続き②をしていただくと手続きを1回で済ませることができます

記入例 (お手続き①の場合)

豊岡市 預金口座振替依頼書 ①新規 2変更 (ゆうちょ銀行を除く) 3廃止
自動払込利用申込書兼廃止届書

ゆうちょ銀行
ゆうちょ銀行以外の金融機関 御中

【上記1～3のうち該当するものを○印で囲んでください。】

(兵庫県豊岡市)
3-1
3枚複写

年 月 日

私が豊岡市に納めるべき納付金について、口座振替（自動払込）により納付したいので、約定を確認のうえ依頼

納税通知書または納付書に記載の「納税通知書番号」を必ず記入してください

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（世帯主）
これを還付する場合、指定預金口座への振込を依頼します。

【納入（税）義務者】

（国民健康保険税は世帯主）

（氏名を記入してください）

（後期高齢者医療保険料は被保険者本人氏名を記入してください）

納税通知書番号

1234567

9876543

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日

納税通知書の宛名または納付書に記載の納税者氏名を記入してください

大・昭・平 年 月 日

電話 ()

相続人

〇〇 〇〇

お手続きをされた方（相続人様）のお名前を余白に記入してください

対象項目等 (該当の番号を○で囲んでください)	振替(払込) 希望開始年月	振替(払込)日 ※非課税の場合は 課税翌日	種別
1 市県民税・森林環境税（普通徴収のみ）	年 月		3.5
② 固定資産税（共有分を含む） 共有分を含まない	R8年 4月		3.5
3 軽自動車税（種別割）	年 月	各納期の末日	3.5
4 国民健康保険税			
5 介護保険料（普通徴収分）			
6 後期高齢者医療保険料			
7 市営住宅家賃	年 月 毎月末日	2.5	

共有名義の固定資産もある場合は○をつけて、該当の納税通知書番号を上部の「納税通知書番号欄」に記入してください